

香芝市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年1月25日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

教育部（生涯学習課）

第4 監査の実施期間

令和4年10月26日から令和4年11月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 文化活動及びスポーツ活動で、全国大会等に出場した個人又は団体に対して交付される激励金（以下「スポーツ激励金」という。）について、スポーツ激励金

は、香芝市文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱に基づき交付が行われているが、当要綱の規定では、交付対象者を個人としながらも、実際にスポーツ激励金を受け取るのが、交付対象者が所属している団体となる場合がある。

スポーツ激励金の交付対象者と実際にスポーツ激励金を受け取る者は、後々の金銭トラブルを回避するためにも、原則的に一致させておくべきであると考え。その他、当要綱上、スポーツ激励金の交付対象が個人なのか団体なのかが曖昧になっている点も見受けられるため、それらの点を整理し、当要綱の見直しを図られたい。

- (2) 現在指定管理者により管理されている香芝市体育施設及び香芝市中央公民館については、指定管理者から、基本協定書に基づき、月次報告や年度終了後の事業報告はなされているものの、現金出納簿や領収書などの経理書類のチェックは、基本協定書に具体的に記載されていないこともあり、所管課においては特になされていなかった。

所管課において指定管理業務の実施状況を点検、評価する上で、指定管理者から提出される財務関係の報告書の内容精査も重要であり、随時財務関係の報告書の内容を経理書類と照合して精査するなど、財務面における指定管理者に対する管理・監督にもより一層努められたい。